

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則

(2) 内容

個人情報保護に関する法律の一部改正及び川崎市個人情報保護条例の廃止に伴い、引用している条文の改正を行うもの

(3) 施行期日

令和5年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和5年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和5年4月1日に個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律及び川崎市個人情報保護条例を廃止する条例が施行されることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則（平成13年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項若しくは第4項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第2項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項又は第4項の規定による開示の請求があった公文書に係るこの規則による改正前の規則の規定による保存期間の延長については、なお従前の例による。

制 定 理 由

個人情報保護に関する法律の一部改正及び川崎市個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局公文書管理規則 平成13年3月30日教委規則第6号</p> <p>(第1条～第6条 略)</p> <p>第7条 公文書の保存期間は、法令その他別に定めがあるもののほか、別表に定めるとおりとする。ただし、特に軽易な公文書については、この限りでない。</p> <p>2 次の各号に掲げる公文書については、前項本文の保存期間の経過後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟に関係するもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している審査請求に関係するもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条又は<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項</u>の規定による開示の請求があったもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) その他事務処理上保存期間の延長を必要とするもの 当該事務処理上必要とする間</p> <p>(以下、略)</p>	<p>○川崎市教育委員会事務局公文書管理規則 平成13年3月30日教委規則第6号</p> <p>(第1条～第6条 略)</p> <p>第7条 公文書の保存期間は、法令その他別に定めがあるもののほか、別表に定めるとおりとする。ただし、特に軽易な公文書については、この限りでない。</p> <p>2 次の各号に掲げる公文書については、前項本文の保存期間の経過後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟に関係するもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している審査請求に関係するもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条又は<u>川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項若しくは第4項</u>の規定による開示の請求があったもの 当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) その他事務処理上保存期間の延長を必要とするもの 当該事務処理上必要とする間</p> <p>(以下、略)</p>